

(様式第3号)

令和8年5月20日

「公の施設に係る使用料等の見直し方針（案）」についての米原市パブリックコメントに対して提出された意見等とその意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名：公の施設に係る使用料等の見直し方針（案）

意見募集期間：令和8年2月26日（木）から令和8年3月30日（月）まで

所 管 課：総務部 財政課

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて 市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
1	近江学びあいステーションのホールを毎週お借りして練習をしています。和太鼓の性質上、演奏のためにはある程度広い場所が必要なことと、近隣への騒音とならないよう配慮が求められることなどから、学びあいステーションのホールは最適な練習場所であり、毎週お借りできることを大変ありがたく思っております。さて使用料ですが、新制度により料金があがることも考えられますが、それについては様々な情勢を考えると仕方がないことなのかなと思います。ただ最近、和太鼓のメンバーに子どもを参加させたいという希望が増えてきています。私たちも地域の子どもたちに日本の文化を体験させたいという意識からできるだけ参加を受け入れてきたのですが、そうすると、それぞれの年齢や上達状況を鑑みて練習時間を分ける必要がでてまいりました。具体的には、大人向けの練習時間1時	1件 (1人)	案のとおりとします。	市公共施設予約システムは、施設開館時間の8時30分に合わせて、30分間隔で予約できるように運用しています。使用料については、わかりやすい料金体系とするため、平成27年4月の使用料の料金設定の見直しから1時間単位の料金体系に統一して運用しています。御理解いただきますようお願いいたします。

	<p>間とは別に子ども向けの練習時間 30 分を新たに設けたいと考えています。そこで使用料の話になるのですが、新制度でも 1 時間単位の計算になる予定とされています。そうしますと使用時間を 30 分延長しても 1 時間分の料金が増加することとなってしまいます。幼児や低学年の児童からサークル参加費をもらうわけにもいかず、今までは大人の参加費のみで使用料を賄ってきましたが、30 分の延長で今までの倍の使用料を負担するのは、サークルの運営上ありていに申しまして大変苦しいです。そこで、できることならばホールなど使用料が高額になる施設については、料金の計算を 30 分単位にすることにはできませんでしょうか。市の公共施設申し込みのサイトも 30 分単位の申し込みとなっておりますし、何卒ご検討のほどよろしくおねがいたします。</p>			
2	<p>使用料改定の一覧表、使用料の現行・改定案について大多数が現行案と同額であり、増額はごくわずか、中には減額されているケースもあります。これは、「公の施設に係る使用料等の見直し方針（案）」概要版 P 3 1 使用料および手数料の見直しの項目に沿っていないのではありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 平成 27 年以降は統一的な見直しを行っていない→この機会に大胆な見直しが必要だと思います。 ● 2 行政サービス経費の増加、社会経済情勢・サービスの利用実態等に対応不可→現状を直視すべきだと思います。様々な要素を含んで物価は上昇してい 	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	<p>使用料の設定については、施設利用者に負担していただく部分を明確にして、共通の算定方式を設定することで、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を図るとともに、各施設間の使用料に不平等が生じないようにすることが必要です。</p> <p>今回の見直しにおいては、使用料を設定する部屋ごとに、令和 4 年度から令和 6 年度までの維持管理経費の平均値を原価とし、各部屋の用途等から定めた受益者負担割合を乗じて使用料を算出しています。</p>

	<p>ます。</p> <p>よって、施設使用料は安すぎると思います。使用料100円は時代錯誤も甚だしいと思います。利用料については再度検討していただきたいと思います。利用者にとっては安いのは歓迎されると思いますが、利用されない方にとっては、なぜ安価で利用できるのか、私たちの税金で補填されているのではないかの疑念が生じ、不平等感が増すのではないかと思います。先般の新聞報道で令和8年度の予算額が過去最高とありました。支出が多くなるなら、多少は収入のことも考えるべきだ。</p>			<p>使用料金1時間100円の施設についても、この算出結果に基づいて設定したものであるため、受益者負担の適正は確保できていると考えています。</p>
3	<p>指導者会議で近江学びあいステーションのサークル室1・サークル室2をよく使用させていただいていますが使用料金1時間100円は安すぎると思います。今、物価高で全てのものが値上がりしています。施設運営にも影響していると思いますので施設利用料金を改定すべきだと思います。私が思うに最低でも1時間500円以上は。もしくは使用人数×100円とか。また、グラウンド使用料金・照明料金も安すぎると思うので値上げすべきだと思います。</p>	1件 (1人)	案のとおりとします。	<p>使用料の設定については、施設利用者に負担していただく部分を明確にして、共通の算定方式を設定することで、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を図るとともに、各施設間の使用料に不平等が生じないようにすることが必要です。</p> <p>今回の見直しにおいては、使用料を設定する部屋ごとに、令和4年度から令和6年度までの維持管理経費の平均値を原価とし、各部屋の用途等から定めた受益者負担割合を乗じて使用料を算出しています。</p> <p>使用料金1時間100円の施設、グラウンド使用料および照明料についても、使用料の算出結果に基づくものであるため、受益者負担として、適正な水準であると考えています。</p>

4	<p>日頃より施設をご利用いただいている皆さまに安心してお越しいただける環境を維持するため、近年の物価上昇やエネルギーコストの高騰に伴う運営経費の増加は避けて通れない状況となっています。施設を管理する立場として、こうした背景を踏まえ、一定の範囲での使用料改定に伴う値上げが必要であると考えます。また、指定管理者制度のもとでは、使用料収入が運営を支える大切な財源のひとつであり、この収入によって市民の皆さまに楽しんでいただけるイベントや講座、地域交流の機会を提供しています。これらの取り組みは、施設をより身近に感じていただくための重要な活動であり、不可欠なものです。見直しについては、物価やエネルギー価格の上昇分を踏まえつつ、適切な範囲での値上げを行うことが望ましいと考えており、その必要性や根拠については、昨今の情勢を踏まえて丁寧に説明することで、理解を得られるものと考えます。これからも公共施設が安全で快適に利用できるよう、持続可能な運営体制を確保するための前向きな見直しとなることを望みます。</p>	<p>1件 (1人)</p>	<p>見直し方針3ページの「3 定期的な見直しの実施について」の「おおむね5年ごとの定期的な見直しを行います。」を「おおむね4年ごとの定期的な見直しを行います。」に修正します。</p> <p>見直し方針12ページの「第7章 使用料等の見直しの手続」の「おおむね5年ごとに使用料の見直しを実施します。」を「おおむね4年ごとに使用料の見直しを実施します。」に修正します。</p>	<p>今回の見直しにおいては、使用料を設定する部屋ごとに、令和4年度から令和6年度までの維持管理経費の平均値を原価とし、施設の公共性や必需性の観点から受益者負担割合を定めて使用料を設定する原価算定方式によって使用料を算出していますので、受益者負担の適正は確保できていると考えています。</p> <p>しかしながら、使用料算定の基礎となる原価は、維持管理経費の実績である決算額から求めるため、物価上昇のペースが、必ずしも現在の傾向と同じではありません。</p> <p>社会経済状況の変化により物価上昇が続く現状を踏まえ、使用料の見直しは、受益者負担の公平性と運営改善努力を確保するため、おおむね5年ごとをおおむね4年ごととし、物価変動の傾向が使用料により反映されやすくなるように修正します。</p>
5	<p>日頃から施設を利用する一市民として、最近の物価上昇やエネルギー費の高騰は日々の生活の中でも実感しています。そうした状況を考えると、施設を今後も健全に運営していただく為の維持管理費が増えることは必然であり、使用料改定によるある程度の値上げが必要になるのはやむを得ないことだと感じています。また、公共サービスは受益者が適切に負担を分</p>	<p>1件 (1人)</p>	<p>見直し方針3ページの「3 定期的な見直しの実施について」の「おおむね5年ごとの定期的な見直しを行います。」を「おおむね4年ごとの定期的な見直し</p>	<p>今回の使用料の見直しでは、令和4年度から令和6年度までの維持管理経費を原価とし、施設の公共性や必需性の観点から受益者負担割合を定めて使用料を設定する原価算定方式によって算出した結果で使用料を設定していますので、受益者負担の適正は確保できていると考えています。しかしながら、使用</p>

	<p>かち合うことで成り立つものでもあり、受益者負担の公平性という点から見ても、一定の見直しは必要であると思います。加えて、近隣の市（彦根や長浜）の施設使用料と比べると、現在の料金は安いように感じられ、その点からも適正な範囲での値上げは妥当ではないかと考えています。とはいえ、急に値上げされると、利用される方の中には戸惑いや負担を感じられる方もおられるかもしれませんが、丁寧な説明をいただければ、理解が深まりやすいのではないかと思います。公共施設は、これからも長く親しまれる施設であり続けるために、物価やエネルギー価格の動き、受益者負担、近隣市との比較などを踏まえたうえで、使用料改定をご検討いただければ幸いです。</p>		<p>を行います。」に修正します。</p> <p>見直し方針12ページの「第7章 使用料等の見直しの手続」の「おおむね5年ごとに使用料の見直しを実施します。」を「おおむね4年ごとに使用料の見直しを実施します。」に修正します。</p>	<p>料算定の基礎となる原価は、維持管理経費の実績である決算額から求めるため、物価上昇のペースが、必ずしも現在の傾向と同じではありません。</p> <p>社会経済状況の変化により物価上昇が続く現状を踏まえ、使用料の見直しは、受益者負担の公平性と運営改善努力を確保するため、おおむね5年ごとをおおむね4年ごととし、物価変動の傾向が使用料により反映されやすくなるように修正します。</p>
6	<p>公共施設使用料の改定一覧表案を拝見しましたが、どの施設も一部の空調費を除いて料金が据え置かれている点に強い違和感を感じます。現在、生活必需品からサービスに至るまで幅広い分野で物価が上昇しており、市民生活は大きな影響を受けています。そのような状況下で、公共施設だけが長年ほぼ同じ料金で提供され続けていることは、財政の健全性や施設の維持管理の観点から見ても持続可能とは言えないのではないのでしょうか。公共施設は市民にとって重要な資源であり、適切な維持管理が不可欠です。老朽化対策やサービス向上のためには一定の財源が必要であり、時代に即した料金改定は避けて通れないと考えます。料金を見直すことで、将来的により良い施設運営やサ</p>	<p>1件 (1人)</p>	<p>見直し方針3ページの「3 定期的な見直しの実施について」の「おおむね5年ごとの定期的な見直しを行います。」を「おおむね4年ごとの定期的な見直しを行います。」に修正します。</p> <p>見直し方針12ページの「第7章 使用料等の見直しの手続」の「お</p>	<p>施設使用料の算定において、公共施設は市民全体の財産であるとの考え方から、施設整備費などのインシヤルコストおよび大規模修繕費は公費で負担し、施設のランニングコストは、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図る観点から、受益の範囲内において使用料を設定する必要があります。</p> <p>今回の使用料の見直しでは、令和4年度から令和6年度までの維持管理経費を原価とし、施設の公共性や必需性の観点から受益者負担割合を定めて使用料を設定する原価算定方式によって算出した結果で使用料を設定していますので、受益者負担の適正は確保でき</p>

	<p>サービスの質向上につながるのであれば、市民としても納得しやすいはずです。物価上昇が続く現状を踏まえ、今回の改定案については、適正な値上げを含めた検討を改めて行うべきだと考えます。持続可能な公共サービスの提供のためにも、現実に即した料金体系への見直しを強く求めます。</p>		<p>おむね5年ごとに使用料の見直しを実施します。」を「おむね4年ごとに使用料の見直しを実施します。」に修正します。</p>	<p>ていると考えています。しかしながら、使用料算定の基礎となる原価は、維持管理経費の実績である決算額から求めるため、物価上昇のペースが、必ずしも現在の傾向と同じではありません。</p> <p>社会経済状況の変化により物価上昇が続く現状を踏まえ、使用料の見直しは、受益者負担の公平性と運営改善努力を確保するため、おむね5年ごとをおむね4年ごととし、物価変動の傾向が使用料により反映されやすくなるように修正します。</p>
7	<p>使用料の算定は、平時における施設運営のランニングコストや利用状況を基礎として算出することが、受益者負担の公平性を確保するために重要であると考えます。</p> <p>今回の使用料の見直しや今後の定期的な見直しにおいても、自然災害の発生による施設利用の明らかな変化やコロナ禍の緊急事態宣言のように施設利用ができない場合など、明らかに平時ではない状態が算定期間中に発生した場合は、その影響が施設利用者に転嫁されることがないように、見直し方針に定める必要があると考えます。</p>	<p>1件 (1人)</p>	<p>薬草風呂入浴料の12歳以上を900円から800円、12歳未満を450円から400円に修正します。</p> <p>見直し方針の8ページに、「11 不可抗力の考慮」として、「過去3年間の算定期間中に自然災害等の最大限の注意を払っても防げない外的要因の発生により、適切な算定ができない場合は、その影響を受</p>	<p>見直し方針の5ページ、(2)原価に含まない経費にありますように、災害復旧費など臨時的に要した費用は、通常のサービスのための経費と直接関連しない経費であるため、公費で負担する費用として、使用料算定の原価に含めていませんが、その影響による利用者数の減少を考慮しないと、施設利用者に過度な負担を求めることになるため、災害等の影響を考慮した平時の利用者数で使用料を算定するように改めます。</p> <p>この考え方に基づき、全ての使用料を見直したところ、伊吹薬草の里文化センターの薬草風呂は、令和4年度と令和5年度の入浴者数は約22,000人ですが、令和6年度の入浴者数は、伊吹山の土砂災害による入山禁止の影</p>

			<p>けた期間に限り過去の 平均値を用いる等の調 整ができることとしま す。」を追加します。</p>	<p>響で、登山客の利用が大きく減少し、約 19,000 人となりました。このため、令和 6 年度の利 用者数を令和 4 年度と令和 5 年度の平均年間 利用人数に置き換えて再計算を行った結果、 薬草風呂入浴料の 12 歳以上を 900 円から 800 円、12 歳未満を 450 円から 400 円に修正しま す。</p> <p>併せて、見直し方針の 8 ページに、「11 不 可抗力の考慮」として、「過去 3 年間の算定期 間中に自然災害等の最大限の注意を払っても 防げない外的要因の発生により、適切な算定 ができない場合は、その影響を受けた期間に 限り過去の平均値を用いる等の調整ができる こととします。」を追加します。</p>
--	--	--	---	---